

## 指定基金の判定、健全化計画についての行政確認事項(厚年、通知改正)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準 その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

標記につき今後意見募集(パブコメ)が行われる予定であり、その概要(以下1、2)について行政確認ができましたのでご案内致します。また、その他にも行政確認できた事項(以下3、4)がありますので併せてご案内致します。

1. 指定基金の判定ルール・健全化計画の提出期限の変更
2. 健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和
3. 回復計画の取扱いの明確化
4. 掛金猶予先の取扱いの明確化

【改正・廃止予定通知】

- ・「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第一百七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」平成17年8月9日年発第0809001号(改正)
- ・「指定厚生年金基金の指定について」平成17年9月15日年発第0915001号(廃止)

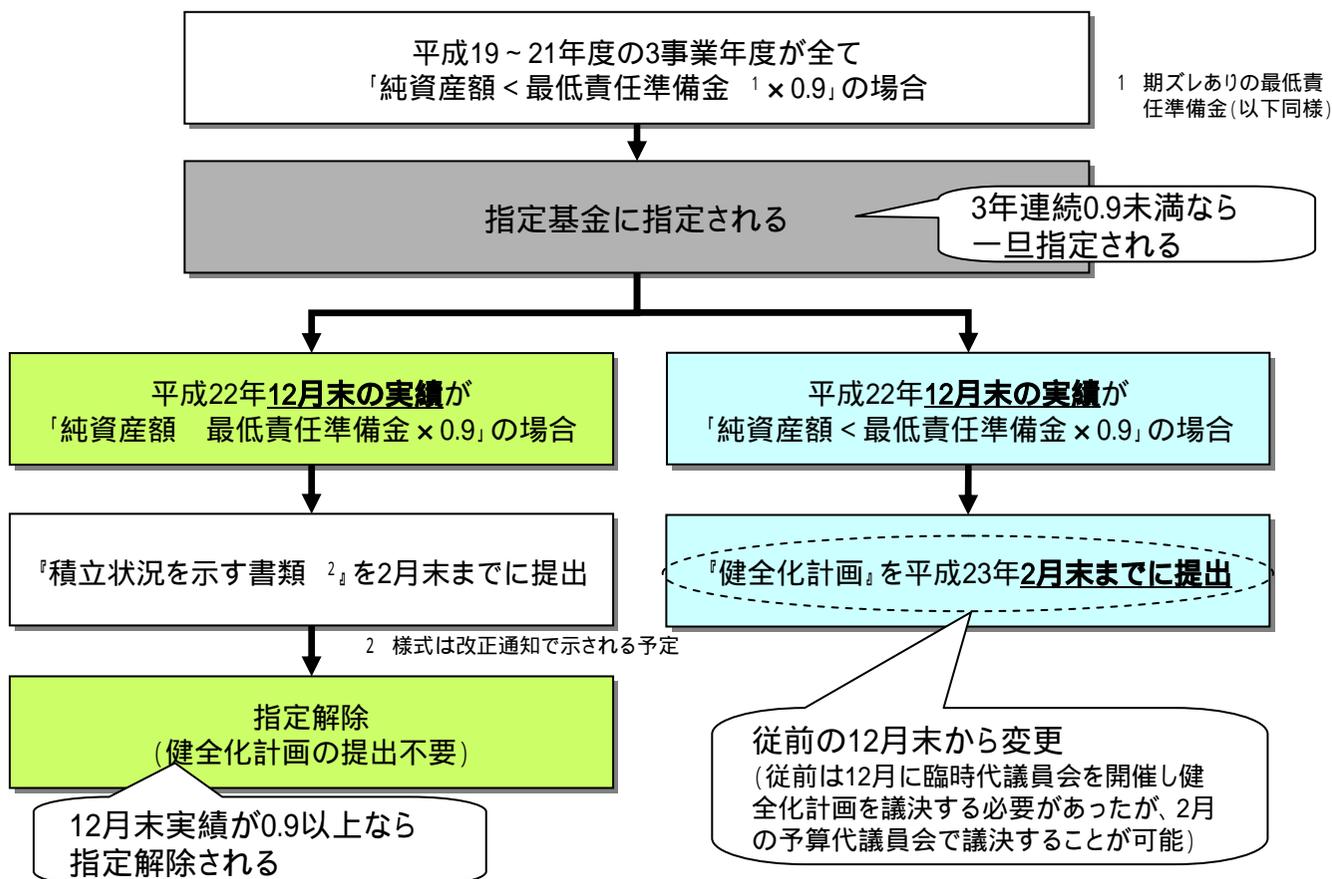
👉 詳細は次頁以降をご参照

# 1. 指定基金の判定ルール・健全化計画の提出期限の変更(意見募集予定)

- ✓ 従前は指定年度末(例:平成23年3月末)の積立状況の見込みにより指定基金かどうかを判定するルールであったが、12月末の実績により判定(指定解除)するルールに変更。
- ✓ 指定基金に指定された場合、代議員会の議決を得た健全化計画を12月末までに行政宛に提出する必要があったが、翌年2月末までの提出に変更。

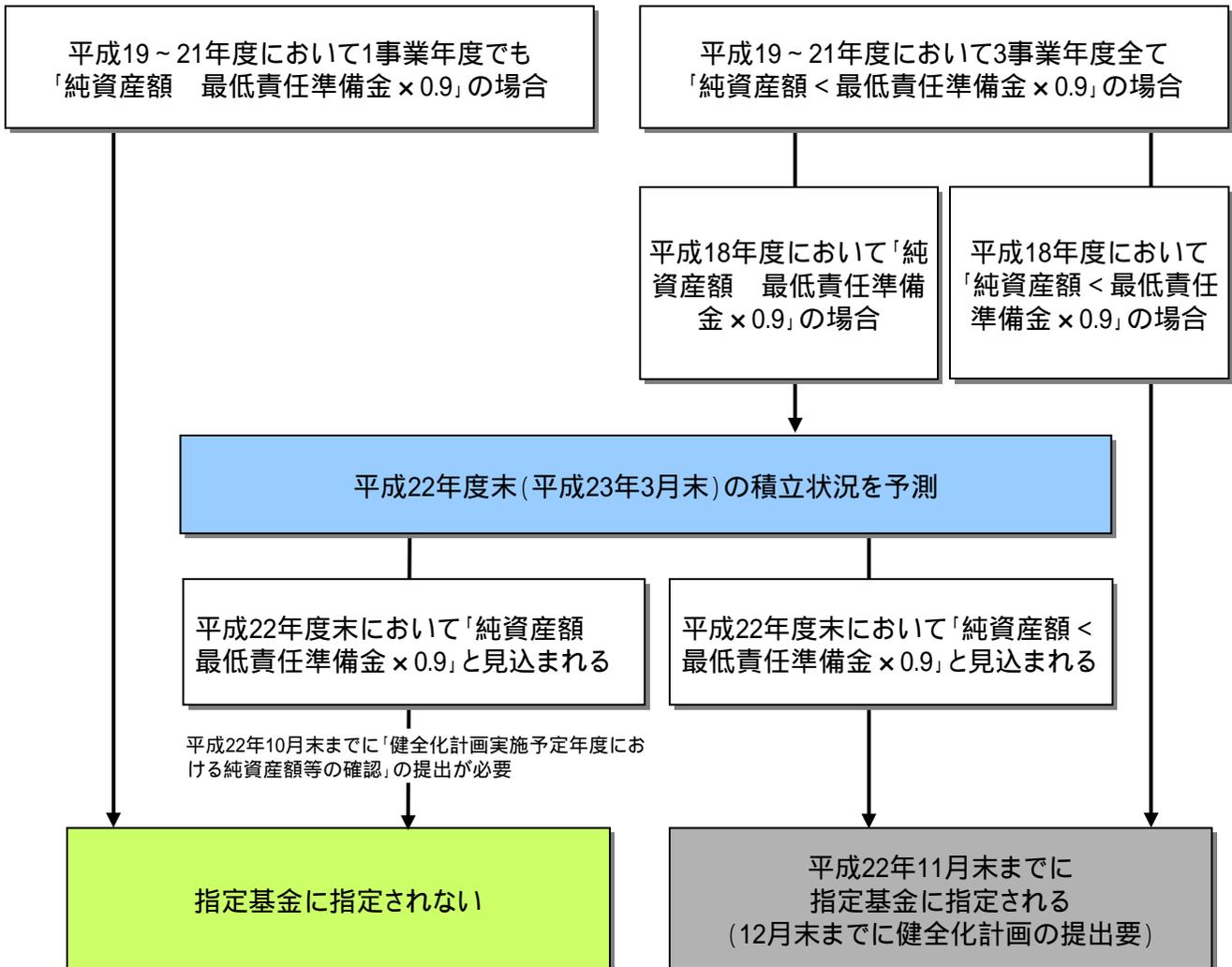
## 変更後の判定ルール

(平成22年度に指定される場合の例)  
変更前の判定ルールは次頁をご参照



**【ご参考】変更前の判定ルール**

(平成22年度に指定される場合の例)



## 2. 健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和(意見募集予定)

✓ 健全化計画上の最低責任準備金の付利率が緩和される。

【変更前】

「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」

【変更後】

「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または  
「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」のいずれか

### 変更前

< 平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.5	1.8	1.9	2.0	2.2

弊社推計値(実際は例年8月に確定値が公表され、12月に告示される)

### 変更後

< 平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.5	1.8	1.9	2.0	2.2

OR

< 厚年本体の直近5年の運用実績の平均値 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.5	1.41			

健全化計画で1.41%の最低責任準備金付利率が使用可能となる。  
(但し計画期間中は同じ推計方法を継続する必要あり。)

1年9ヶ月期ズレ

年度(4~翌3月)	17	18	19	20	21
厚年本体利回り実績(%)	6.82	3.10	3.54	6.83	7.50
過去5年平均(%)	-				1.41

### 3. 回復計画の取扱いの明確化(行政確認事項)

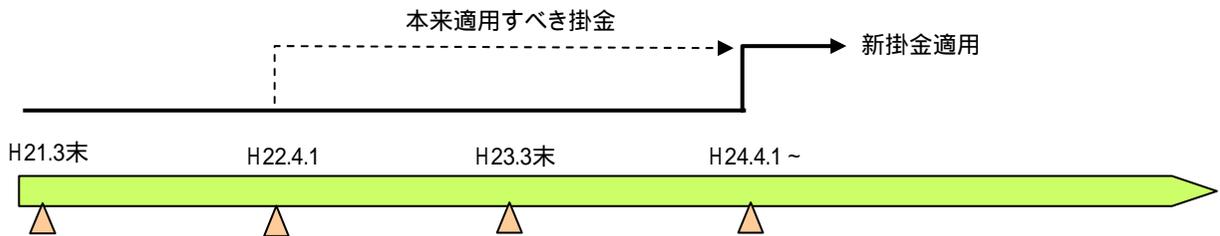
(財政運営基準第4四(2) )

- ✓ 指定基金が回復計画を策定する場合、健全化計画と同じ前提を用いる必要があるとされているが、資産評価方法は当該前提に含まれない。  
健全化計画は時価評価で策定するが、回復計画は数理的評価でもよい(数理的評価を採用している場合)。

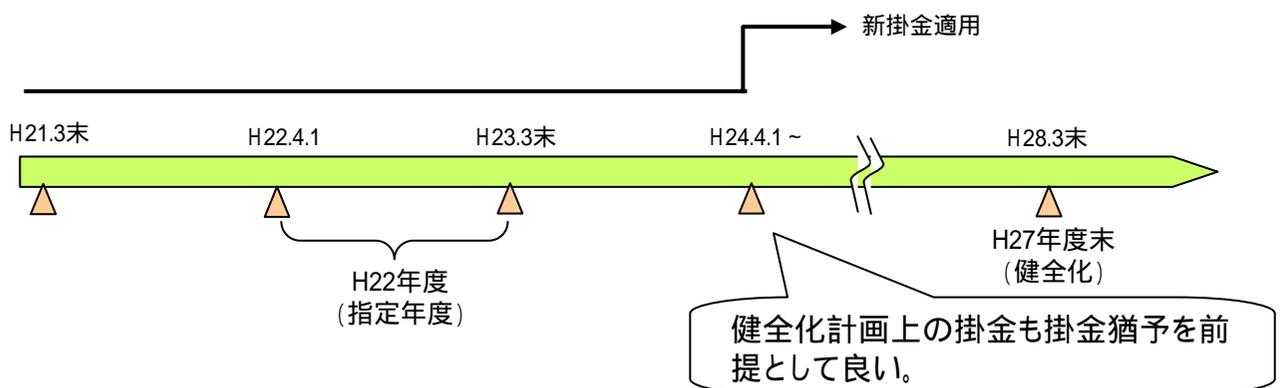
### 4. 掛金猶予先の取扱いの明確化(行政確認事項)

- ✓ 掛金引上げを猶予している基金が指定基金に指定された場合は、平成24年3月までは掛金引上げを猶予し平成24年4月以降に掛金を引上げる前提で健全化計画を策定することも可能。
- ✓ 上記の場合、平成24年4月以降の掛金を規約に定める必要はない。

#### < 掛金猶予の取扱い(例) >



#### < 健全化計画の取扱い(例) >



以上